

基調講演

障害者の福祉的就労と日中活動サービスの
支援のあり方について
一 個別支援の充実と社会参加を目指して2023-

【資料版】

2023年10月4日(水)

国立のぞみの園 セミナー

朝日雅也 (埼玉県立大学 名誉教授)

内容

1. “日中活動”とは？
2. “福祉的就労”とは？
3. 日中サービスの“質”とは？
4. 関連する分野との関係を意識する
5. 改めて確認したい“日中活動”支援の意義

1. “日中活動”とは？

“日中活動”と“福祉的就労”

【S大学のゼミ（4年生）での会話】

❖ その1

学生P：A先生、ご心配をおかけしましたが、卒業できそうです。

A教授：それは良かった。ところでPさん、卒業後の日中活動は何をするの？

学生P：日中活動・・・ですか??

❖ その2

学生Q：A先生、ご心配をおかけしましたが内定もらえました。

A教授：それは良かった。ところでQさん、その就職は一般就労？

学生Q：一般就労・・・ですか??

“日中活動”とは？

○夜間活動と日中活動？

○働いて賃金（工賃）を得ることだけが日中活動？

○介護を受けることは「日中活動」？

当たり前前の働き方と暮らし方を実現する

○障害があると働き方や暮らし方が違うのだろうか。

○はじめから「難しい」と決めつけてはいないだろうか。

○社会や支援者は障害のある人に、制度に合わせた働き方や暮らし方を強いてはいないだろうか。

例えば・・・地域社会で暮らし方を選択する権利

◆障害者基本法（第3条）

全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと

◆国連障害者権利条約（第19条）

全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。

（中略）

障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

* to live in a particular living arrangement

2. “福祉的就労”とは？

障害者の就労実態（福祉的就労の位置づけの視点から）

一般就労

約82.1万人（5人以上の民間事業所、2018年度）

身体障害：42.3万人

知的障害：18.9万人

精神障害：20.0万人

発達障害：3.9万人

平均月額賃金（2018年度）

身体障害：21.5万円

知的障害：11.7万円

精神障害：12.5万円

就労継続支援A型

約9.8万人
（2021年9月）

平均月額賃金
（2019年度）
78,975円

就労継続支援B型

約40.2万人
（2021年9月）

平均月額工賃
（2019年度）
16,369円

その他

左記以外の生産的・経済的活動や自営等

労働者（労働関係法規の適用）

生活介護

福祉サービス利用者

(障害のある人が) 働くことの意義

生計の維持

経済基盤の確立。

収入（賃金）を得て生活の糧を確保する。

平均月額工賃16,000円（B型）
障害基礎年金があるよね？

連帯の実現

働くことを通して仲間や社会との関係を深めていく。

アフターファイブは別々？

自己実現

それぞれの持ち味を発揮する。

生きがいにつなげていく。

ずっと同じ仕事でも
あるだけまし！
がまん、がまん？

その人にとっての「働く意味」を考える

《働く、仕事する、作業する》などに関する**英語**を思い浮かべてみてください。

まず、障害のある方
ご自身、支援の対象
となる方を

「**職業世界**」

に置いてみてください。
い。



サービスの対象者とサービス供給との関係性

- 地域においてどのようなサービスが必要か、誰を対象とするのか。
- 必ずしも明確な基準に基づいてマッチングしていないのでは？
- 地域特性があるとは言え、供給側の論理でサービス提供がなされていないか？（選択の制約）

社会保障審議会障害者部会報告書では・・

(2022年6月14日)

❖ 障害者の就労支援について

- ・ 就労アセスメントの手法を活用して本人の就労能力や適性の客観的な評価や就労に当たっての必要な支援や配慮事項の整理を行い、障害者本人がその**能力や適性等に合った**一般就労や就労系障害福祉サービスの事業所の選択ができることを目指して、必要な支援を行う新たなサービス（「**就労選択支援（仮称）**」）を創設すべきである。
- ・ 障害者の希望する一般就労の実現に向けて、企業等での働き始めに週10時間～20時間未満程度から段階的に勤務時間を増やしていく場合や休職から復職を目指す場合において、**就労系障害福祉サービスの一時的な利用**を法令上可能とすべきである。
- ・ 障害者の就労を支えるための雇用・福祉施策の連携強化に向けて、障害者の就労支援に携わる人材の育成、就労定着支援事業の実施主体に障害者就業・生活支援センター事業を行う者を加えること、障害者就業・生活支援センターが専門的見地からの助言等の**基幹型機能**も担う地域の拠点としての体制の整備の推進、就労継続支援A型の在り方や役割の整理、重度障害者等の職場や通勤における支援の推進を行う必要がある。

鍵を握る “社会的役割” “社会参加” の保障

- ・ 仕事か介護かではなく、社会的役割をいかに保障していくのか。「社会参加」の実質化が必要。

- ・ “尊厳ある暮らし方” の探究
ディーセント・ワークの探求と同時に “ディーセント・ライフ”（造語）の実現も重要

改めて世界保健機関（WHO）の「健康」の定義から

健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態にあること。

「社会的な健康」とは？

今自分が生きている社会と「前向きで良好な関係」を築けること

- 他者から必要とされること
- 社会の中で何らかの役割をもっていること
- 周囲の人々との関わり合いがあること
- 社会の中で自分の存在意義を示せること

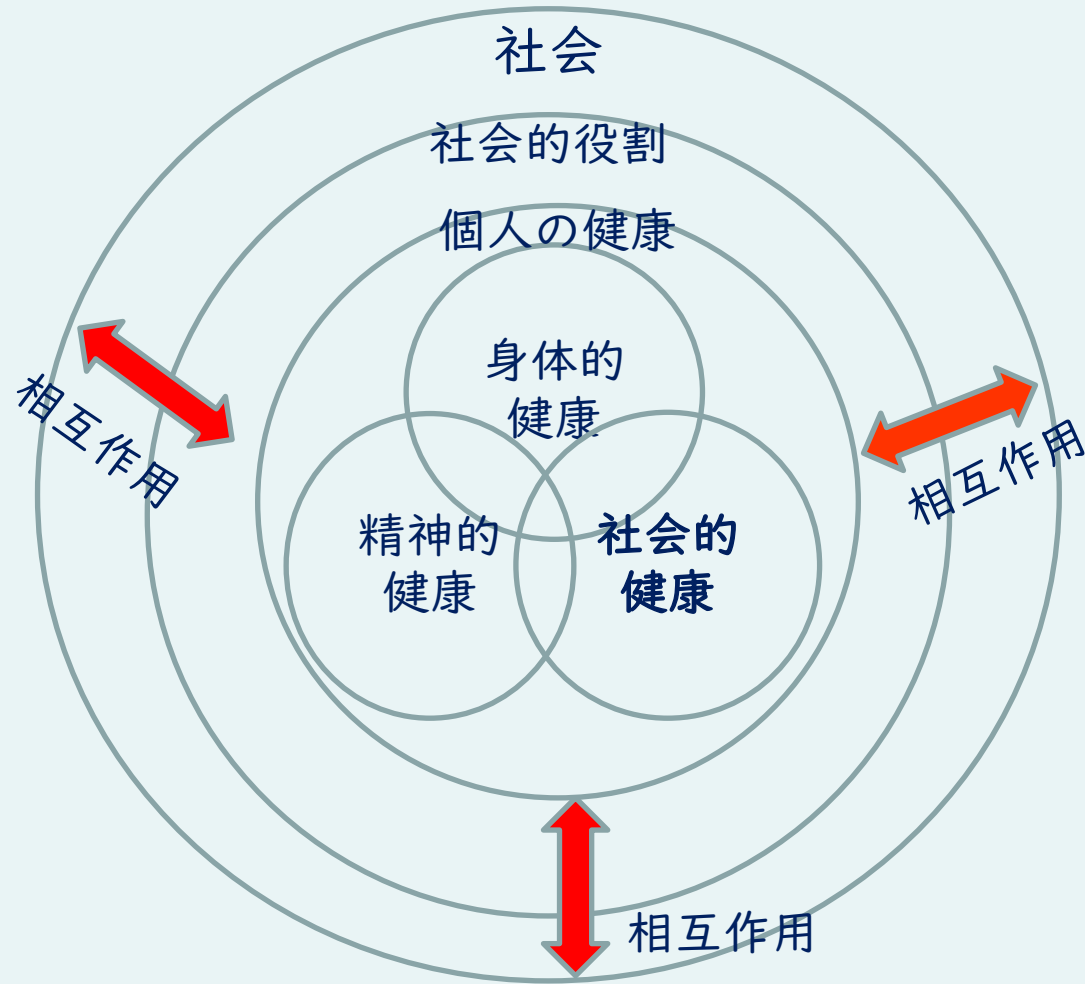
リハビリテーションの代表的な定義からも

国連障害者世界行動計画（1982年）による定義

「リハビリテーションとは、身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし、かつ、時間を限定したプロセスである。」

かつまた and/or

人の健康と社会的役割



出典：朝日雅也。社会の中で生きる力。埼玉県立大学Web講座。

https://www.spu.ac.jp/Portals/0/News%20file/sangaku/webkouza/14-03_asahi.pdf

世界は誰かの●●でできている。 ある飲料メーカーのCMから

- 重度の障害があるために直接的な作業に関われなくても、その人の存在そのものが色々な人々に影響を与えてく。
- これもまた重要な社会的役割のひとつ。
- 介護を受けている人はいつも介護を受けるばかりの存在でしょうか。
- 介護を受ける人がいなければ、介護をすること自体が存在しない。他者との関わりはいつも「相互性」の関係。

3. “日中活動”の質とは何か

質を考える上での国際的基準

*国連 障害者権利条約（2014年1月批准）

*国連障害者権利委員会による政府報告の審査

*同上 総括所見（2022年9月）

以下、総括所見のポイントを提示

自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

41. 委員会は、以下を懸念をもって注目する。

(a) 知的障害者、精神障害者、障害のある高齢者、身体障害者及びより多くの支援を必要とする障害者、特に地域社会の外にある施設で生活する障害者、並びに、家族及び地域生活を奪う様々な種類の施設における、障害のある児童の中で、特に、知的障害、精神障害もしくは感覚障害のある児童及び児童福祉法を通じた、より多くの支援を必要とする児童の施設入所の永続。

(b) 公的及び民間の精神科病院における精神障害者及び認知症を有する者の施設入所の推進。特に、精神障害者の期限の定めのない入院の継続。

(c) 保護者の下で、実家で生活している者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の下でグループホームのような特定の施設形態に置かれる者も含め、障害者が居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会が限定的であること。

(d) 居住施設や精神科病院にいる障害者の脱施設化及び他の者との平等を基礎とし、障害者の地域社会での自立した生活のための、自律と完全な社会的包容の権利の認識不足を含む国家戦略及び法的枠組みの欠如。

(e) 利用しやすく負担しやすい費用の住居、在宅サービス、個別の支援及び地域社会におけるサービスを利用する機会を含む、障害者が地域社会で自立した生活を送るための支援の整備が不十分であること。

(f) 障害の医学モデルに基づく地域社会における支援及びサービスの供与に関する評価形態。

自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

42.自立した生活及び地域社会への包容に関する一般的意見第5号（2017年）及び脱施設化に関する指針（2022年）に関連して、委員会は締約国に以下を要請する。

(a) 障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、他の者との平等を基礎として、障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することにより、障害のある児童を含む障害者の施設入所を終わらせるために迅速な措置をとること。

(b) 地域社会における精神保健支援とともにあらゆる期限の定めのない入院を終わらせるため、精神科病院に入院している精神障害者の全ての事例を見直し、事情を知らされた上での同意を確保し、自立した生活を促進すること。

(c) 障害者が居住地及びどこで誰と地域社会において生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること。

(d) 障害者の自律と完全な社会包容の権利の承認、及び都道府県がその実施を確保する義務を含め、障害者の施設から他の者との平等を基礎とした地域社会での自立した生活への効果的な移行を目的として、障害者団体と協議しつつ、期限のある基準、人的・技術的資源及び財源を伴う法的枠組み及び国家戦略に着手すること。

(e) 独立し、利用しやすく負担しやすい費用の、いかなる集合住宅の種類にも含まれない住居、個別の支援、利用者主導の予算及び地域社会におけるサービスを利用する機会を含む、障害者の地域社会で自立して生活するための支援の整備を強化すること。

(f) 障害者にとっての社会における障壁の評価及び障害者の社会参加及び包容のための支援の評価を含む、障害の人権モデルに基づいた、地域社会における支援及びサービス提供を確保するため、既存の評価形態を見直すこと。

労働及び雇用（第27条）

58. 委員会は、一般的意見第8号（2022年）*を想起しつつ、持続可能な開発目標のターゲット8.5に沿って、以下を締約国に**勧告**する。

(a) 障害者を包容する労働環境で、同一価値の労働についての同一報酬を伴う形で、作業所及び雇用に関連した**福祉サービス**から、民間及び公的部門における**開かれた労働市場への障害者の移行の迅速化**のための努力を強化すること。

(b) 職場の建物環境が障害者に利用しやすくかつ調整されたものであることを確保し、個別の支援及び合理的配慮を尊重し適用することに関する訓練をあらゆる段階の雇用者に提供すること。

(c) 障害者、特に知的障害者、精神障害者及び障害のある女性の、公的及び民間部門において、雇用を奨励し確保するために、積極的差別是正措置及び奨励措置を強化すること、及び適当な実施を確保するために効果的な監視の仕組みを設置すること。

(d) 職場でより多くの支援を必要とする者に対する個別の支援の利用を制限する法規定を取り除くこと。

*【解説】

障害者権利委員会。障害者の労働及び雇用の権利に関する一般的意見第8号
シェルタードワークショップなど障害者を分離する形態を批判

日中サービスの質とは何か（1）

- ◆高い工賃を実現すること？
- ◆自立を促進（実現）すること？
- ◆利用者が望む働き方と暮らし方を実現すること？
働くことや介護を受けることも「手段」
- ◆個別支援における「個別性」の追求
誰にとっての個別性か？

日中サービスの質とは何か（2）

“質”を“量”で測るのは難しい

- ①結果
- ②プロセス（結果に至るまでの努力）
- ③利用者の満足度
- ④提供者の満足度
- ⑤利用者と提供者の“対話”による協働作業
- ⑥社会への説明（社会の承認）

現在の障害福祉サービス等の評価（報酬の側面から）

❖ 就労継続支援B型における基本報酬の類型化

- 平均工賃月額に応じて評価する体系
- 利用者の生産活動等への参加等を支援したことをもって一律に評価する体系

❖ 生活介護等における重度障害者への支援の評価

障害福祉サービス等の評価を巡る基本的課題

- 障害福祉サービスは単純な成果主義では測れない。究極の成果は支援の対象となる障害のある人が望む働き方や暮らし方を実現できたかどうかということ。
- サービス提供者側のみに焦点を当てた成果主義的評価には無理がある。
- 一方で、支援対象者のために創意と工夫を重ね、努力している事業者の「プロセス」を高く評価することは必要。
- 限られた財源を配分するための「適正化」のためとは言え、「ものさし」が目まぐるしく変わるのは、適切な事業の安定的継続性を担保する上では課題。
- 事業者が報酬単価の増減に一喜一憂しながら対応せざるを得ない状況はサービスの質に影響を及ぼしかねない。

4. 関連する分野との関係を意識する

隣接する領域との関連性

働く、活動することについては隣接する領域との関わりが重要

○労働（障害者雇用）

○保健医療

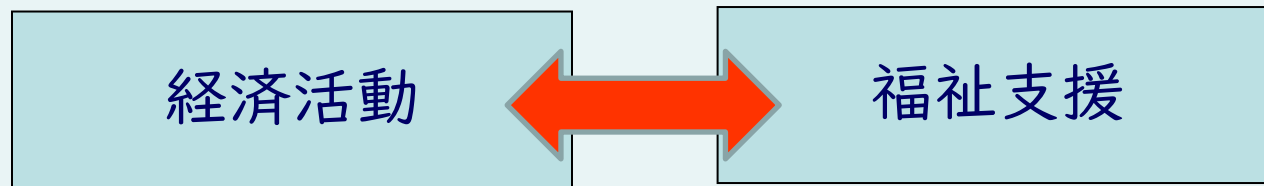
○教育（特別支援教育）

⇒求められる連続性と非連続性

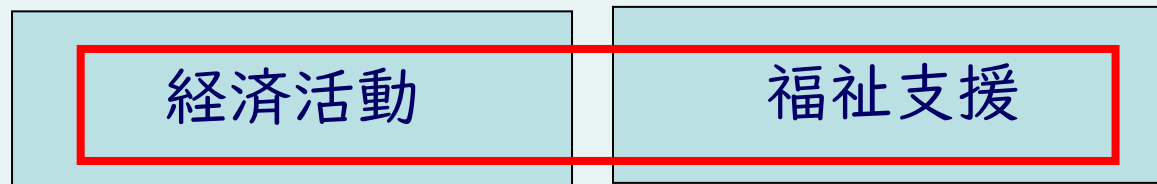
○そして、本人の位置づけは…

障害者の「生産的活動」の困難さとダイナミックさ

障害者の「生産的活動」の困難さ



障害者の「生産的活動」のダイナミックさ



新たなミッションの創出

福祉の“企業化” → ← 企業の“福祉化”

就労移行支援の「移行」から考える

◆福祉から雇用への「移行」

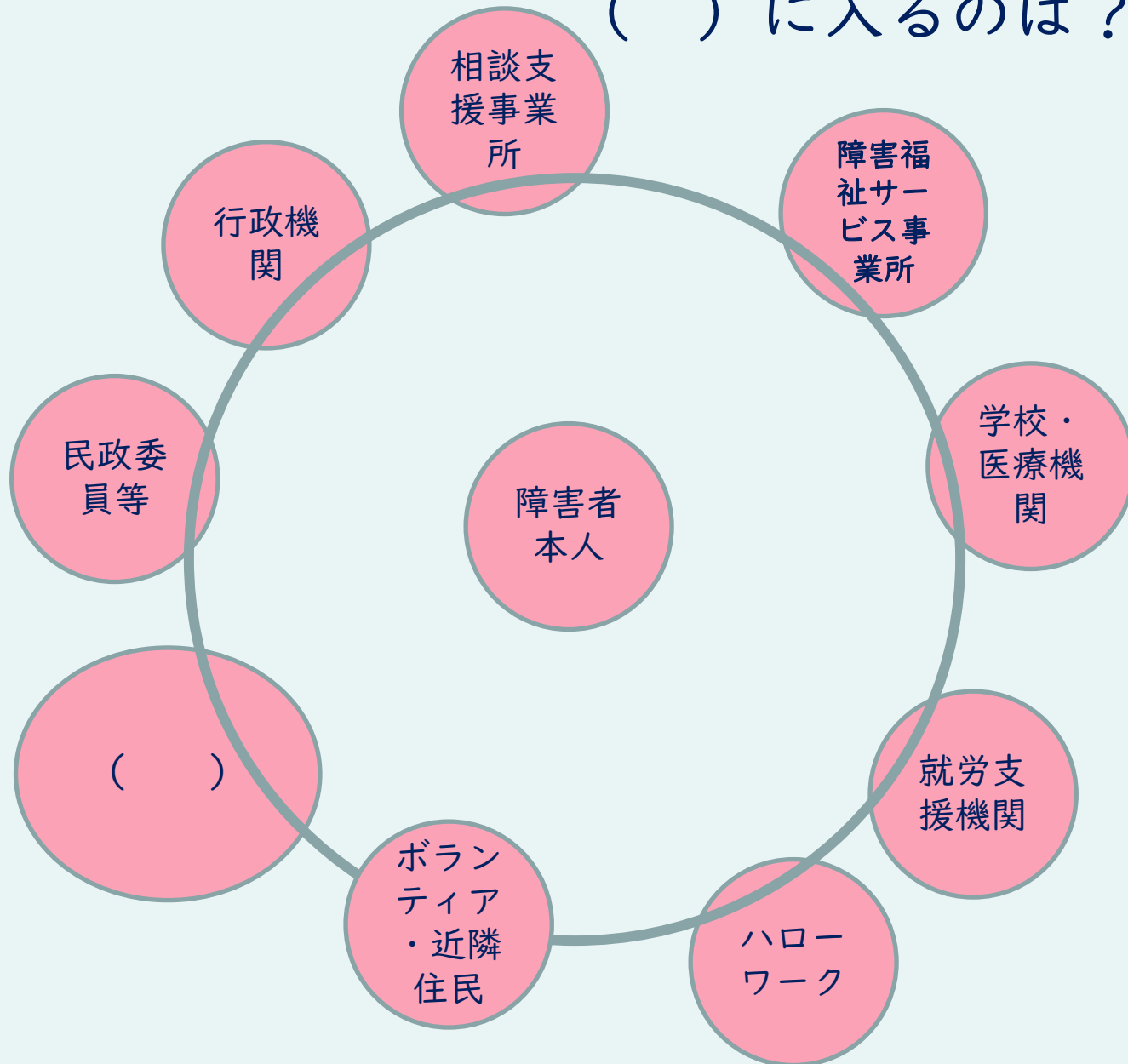
就労移行支援 ⇒ 一般就労への移行

◆雇用から福祉への「移行」

一般就労から就労継続支援への移行

移行とは下位から上位をさす（その逆も含めて）のではなく「対等な双方向性」を持つ

本人を中心に据えたチーム支援（連携） （ ）に入るのは？



5. 改めて確認したい“日中活動”支援の意義

基盤にしたい共生社会の実現

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」

(障害者基本法第1条)

共生社会を構成する「当事者」は..

⇒すべての国民

インクルージョンとは..

⇒すべての国民がそこにいること

誰もが障害者福祉の当事者

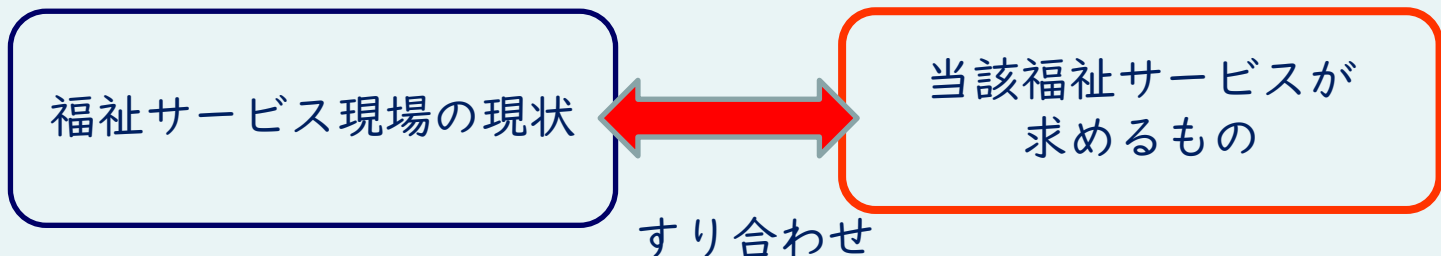
- 第一義的な当事者は障害のある人
- でも、障害によって働き方や暮らし方に困難があるとしたら、その困難を取り巻く当事者は？
- せっかく同じ時代、同じ社会に生き合うのだから、共に手を携えていきたい

ガイドライン策定プロセスに関わって

○障害のある人、それを支援する人にとってより良いサービスの気付きになること

○外発的誘導策に留まらず、内発的な動機付けになることを期待

○ガイドラインに示された事項を具備しているかどうかを分別するのではなく、現状を踏まえながらも新たな気づきによって、サービスの質が向上することが重要



まとめとして：
社会に参加する 社会が参加する

- 「地域に慣れる」 「地域が慣れる」
- 「社会に参加する」 「社会が参加する」
- “予定調和” では生まれない “共生”
- リスクを冒す権利とリスクマネジメント